

1 象徴天皇制の危機

- 象徴天皇制の存続が危ぶまれていることへの危機感の希薄さ
何とかなるだろう。 誰かが何とかするだろう。
- 国民の多くが問題の深刻さを認識し、危機感を共有し、政府が真摯に対応しなければ、象徴天皇制は自然消滅するおそれが高い。

2 皇位継承の3つの条件（皇室典範の制約）と現状

- ① 皇位継承者の範囲は、皇統に属する直系男子に限定
- ② 皇族は、養子を迎えることはできない
- ③ 皇族女子は、皇族以外の者との婚姻によって皇族の身分を離れる

皇位継承者の現状 3方のみ
第1順位 秋篠宮 第2順位 悠仁親王 第3順位 常陸宮
(参考) 皇室典範(抄)と皇室構成 — 別紙1参照

3 皇位の安定継承が危ぶまれるようになった理由 — 大きく2つ

- ① 近年の晩婚化と少子化
 - かつては皇族男子は20代半ば、皇族女子は10代後半で結婚することが多かった。
 - 当時は、社会一般の結婚年齢も低かった。
- ② 側室制度の廃止（昭和天皇の時代に廃止）。
 - 江戸期以降、約400年の間、19方の天皇が即位。うち嫡出の天皇は、4方（明正、昭和、上皇、現天皇）に過ぎない。あとの15方は側室からお生まれになっている。
 - 側室制度は、いわば直系男子のしきみを維持するシステムであったと言える。今日、側室制度はあり得ない。

4 皇位継承問題の経緯

- ① 2005年1月、当時の小泉総理の諮問により第1回有識者会議開催。
 - 会議のメンバーには各界の有識者を充て、皇室関係の学者、専門家にはヒアリングの機会を設け、十分意見を開陳してもらう方針がとられた。
 - 日本国憲法下での皇位の安定継承について検討、憲法に及ぶ議論には踏み込まないこととされた。
 - 皇位安定継承の議論は、昨今の男女共同参画の潮流や、ヨーロッパ王室の流れに合わせたものではなく、あくまで皇位の安定継承を維持するためのもの。この点、会議の初めに確認、言明。
- ② 2005年11月、第17回会議で報告書とりまとめ。
- ③ 2006年1月、小泉総理、施政方針演説で皇室典範改正案の国会提出方針を表明。
- ④ 2006年2月、秋篠宮妃のご懐妊発表。政府、改正案の国会提出見送り。
- ⑤ 2006年9月、悠仁親王誕生。直後、小泉内閣退陣。第1次安倍内閣発足。典範改正に着手しないまま今日に至る。

なお、2011年12月、野田総理が女性宮家創設検討ヒアリングを行うと発表。2012年2月第1回ヒアリング。同年10月論点整理発表。
同年12月、野田内閣退陣。第2次安倍政権発足。女性宮家に着手しないまま今日に至る。

5 象徴天皇制論議のあり方

- ① 過般のご退位、ご即位に対する国民の関心の高さをみるまでもなく、象徴天皇制の維持は、日本国及び日本国民にとって極めて大事。世界にとっても大事なこと。
- ② 皇位の安定継承の問題を政争の具にしたり、国論を二分したりすることは、絶対に避けなければならない。
- ③ 象徴天皇制を長期にわたり悠仁親王お一人の肩に担っていただくことは、制度としては無理がある。ご結婚のことや男子が誕生するかどうかの事態を想定した場合、このまま手を拱いていることは許されない。
- ④ また、今後の内外における皇室活動の展開を考えても、このままというわけにはいかない。
- ⑤ 皇位に就くためには相応の「覚悟」が必要だろうし、また帝王学を身につける必要がある。更に皇族女子が婚姻によって皇籍を離れることなど

考えると、早急な国民合意の形成と、皇位の安定継承の方針を定めることが緊急の課題。

6 皇位安定継承のための考え方 ― 大きく2つ

A案 象徴天皇制を維持するうえで、皇位継承者の範囲を女子や女系まで広げる（典範会議報告書）

○ 問題点

★ 天皇は、皇統に属する直系男子とする伝統から離れる。

★ 女性天皇は認めるが、女系を認めることを問題視する向きがある。

（注）女性天皇 ― 文字どおり女性の天皇

女系天皇 ― 女性天皇の子、男女を問わない。女系を認めないと女性天皇の子は男子であっても皇位につけず、一代延長しただけになり、皇位の安定継承にはならない。

★ 皇配（女性天皇の配偶者）をどうするかなど。

（参考）歴代の女性天皇と外国の例 ― 別紙2参照

B案 1947年に皇室を離れた旧宮家から男子（直系）を皇族に復帰させるか養子に迎える案

○ 問題点

★ 旧宮家は、皇籍を離れてから約70余年経過している。

★ 旧宮家は、現天皇の系統と約600年余年前に分かれている。

★ 象徴天皇制の時代にあつて、男系男子というだけで国民の信頼が得られるものかどうか（現在、国民の約8割の人が女性天皇を容認している）。

★ 誰をどう選ぶか、果たしてふさわしい方がおられ、その意思があるか。

また、国民の合意の形成ができるか。象徴天皇制は国民の信頼が絶対条件。国民の多くが女性天皇を容認する中にあつて候補になるだけで激しい話題の中に身をさらすことになりかねない。

★ 直系男子に限った場合、晩婚化等で早晚同じ問題が生ずる。

（参考）旧皇族の概況 ― 別紙3・別紙4参照

7 今後の展望

① 大嘗祭を終えれば、先般の退位特例法の付帯決議等をふまえ、政府は有

識者からヒアリングを行うなど早急に検討を開始する見込み。現在の時点で結論を予測することは厳に慎まなければならないが、仮に前記のA案、B案あるいはこれらに準ずる両論の併記になるようなことは、絶対に避けなければならない。時間の無駄になりかねない。

- ② 国民の多くが納得できる実現可能な案を得て、象徴天皇制を安定的に維持するしくみをつくり上げることが大切。
 - ★ この場合、上記A案・B案が有力な参考となると考えるが、今日のようにマスコミによる情報氾濫の中で旧宮家の候補者はもみくちゃにされ、象徴天皇の権威が失われるおそれがあり、B案は理論は別として現実にはとり得ないのではないか。
 - ★ 私見としては、いずれの案であれ、大方の国民が納得し象徴天皇制が維持される案であればよい。結局は、前記報告書のA案の方向しかないのではないか。
- ③ その場合、当面女性天皇だけ認め、女系天皇は今後の論議に待つという2段階の考え方がでてくるかもしれないが、それでは一代限りの延長に過ぎず、このような重大な国民的論議を短い間に再び行わなければならないことは、決して得策ではないと考える。
- ④ 更に女性天皇・女系天皇を認める場合、現に皇位の継承者の地位にある方々と天皇直系の優先順位を議論する向きもあると思うが、後々、国論を二分する議論を誘発しないためにも天皇直系を優先する方針を明確にしておくことがのぞましいと考える。
- ⑤ 最終結論としては、女性天皇・女系天皇に否定的ながら圧倒的力を持つ安倍総理の下で、「政治家の個人的信念は信念として、国政を委ねられた総理の立場で国民の多くが賛同する案を決断、実現する」という大局的判断に立った対応が望ましい。(立憲民主党も賛同しており、政争にならない点も好ましい。)

以上